

長期入所 利用料金表（30日の月の場合）

≪ 介護職員処遇改善加算は小数第一位を四捨五入で計算 ≫

≪多床室≫ 令和7年11月1日から

特別養護老人ホーム木崎野荘

		介護費 ① 1日あたり	日常生活継続 支援加算 ② 1日あたり	夜勤職員配置 加算(Ⅲ)口 ③ 1日あたり	看護体制加算 (Ⅰ)口 ④ 1日あたり	看護体制加算 (Ⅱ)口 ⑤ 1日あたり	機能訓練 体制加算Ⅰ ⑥ 1日あたり	小計 (①～⑥) ⑦ 1月あたり	介護職員等処遇 改善加算(Ⅰ) ⑦×14.0% ⑧ 1月あたり	食 費 ⑨ 1日あたり 1月あたり		居住費 ⑩ 1日あたり 1月あたり		計 ⑦～⑩
要 介 護 1	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	〃 (福祉年金等)									300	9,000	0	0	31,743
	第2段階(所得80万円まで)	589	36	16	4	8	12	19,950	2,793	390	11,700			47,343
	第3段階(Ⅰ)(所得80万円超120万円以下)									650	19,500	430	12,900	55,143
	第3段階(Ⅱ)(所得120万円超)									1,360	40,800			76,443
	第4段階(課税世帯)									1,445	43,350	915	27,450	93,543
要 介 護 2	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	〃 (福祉年金等)									300	9,000	0	0	34,137
	第2段階(所得80万円まで)	659	36	16	4	8	12	22,050	3,087	390	11,700			49,737
	第3段階(Ⅰ)(所得80万円超120万円以下)									650	19,500	430	12,900	57,537
	第3段階(Ⅱ)(所得120万円超)									1,360	40,800			78,837
	第4段階(課税世帯)									1,445	43,350	915	27,450	95,937
要 介 護 3	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	〃 (福祉年金等)									300	9,000	0	0	36,634
	第2段階(所得80万円まで)	732	36	16	4	8	12	24,240	3,394	390	11,700			52,234
	第3段階(Ⅰ)(所得80万円超120万円以下)									650	19,500	430	12,900	60,034
	第3段階(Ⅱ)(所得120万円超)									1,360	40,800			81,334
	第4段階(課税世帯)									1,445	43,350	915	27,450	98,434
要 介 護 4	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	〃 (福祉年金等)									300	9,000	0	0	39,028
	第2段階(所得80万円まで)	802	36	16	4	8	12	26,340	3,688	390	11,700			54,628
	第3段階(Ⅰ)(所得80万円超120万円以下)									650	19,500	430	12,900	62,428
	第3段階(Ⅱ)(所得120万円超)									1,360	40,800			83,728
	第4段階(課税世帯)									1,445	43,350	915	27,450	100,828
要 介 護 5	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	〃 (福祉年金等)									300	9,000	0	0	41,387
	第2段階(所得80万円まで)	871	36	16	4	8	12	28,410	3,977	390	11,700			56,987
	第3段階(Ⅰ)(所得80万円超120万円以下)									650	19,500	430	12,900	64,787
	第3段階(Ⅱ)(所得120万円超)									1,360	40,800			86,087
	第4段階(課税世帯)									1,445	43,350	915	27,450	103,187

※初期加算～入所後30日間、1日30円。

※療養食加算～1回6円、1日3回18円。疾病治療の観点から管理栄養士や栄養士が管理する療養食を提供した場合。

※経口維持加算Ⅰ～1月につき 400円。摂食機能障害がある方の経口摂取を維持するため栄養管理の実施及び観察、会議の開催等を行った場合。

※経口維持加算Ⅱ～1月につき 100円。協力歯科医療機関を定め、同加算Ⅰの会議等に医師、歯科医師等が加わった場合に同加算Ⅰと併せて加算。

※生産性向上推進体制加算Ⅰ～1月につき100円。見守り機器等のテクノロジー導入、介護助手の活用などの取組み等を行い、業務改善の取組み効果を示すデータをオンラインで提出した場合。

※協力医療機関連携加算Ⅰ～1月につき100円(令和7年4月1日から50円)。相談、診療を行う体制を常時確保し緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合。

※看取り介護加算(Ⅱ)～死亡日1,580円、前日及び前々日780円、それ以前30日以内144円。31日～45日以内72円。医師の診断と本人または家族同意に基づく施設介護計画を作成し随時説明と同意を得た介護を行い当該施設内で死亡され場合。

※配置医師緊急時対応加算1～1回325円。配置医師の勤務時間外(早朝、夜間及び深夜を除く)の場合。

※配置医師緊急時対応加算2～1回650円。早朝(午前6時～午前8時まで)・夜間(午後6時～午後10時まで)の診察。

※配置医師緊急時対応加算3～1回1,300円。深夜(午後10時～午前6時まで)の場合。

※自立支援促進加算～1月につき280円。入所者に対する医学的評価、日々の過ごし方等についてアセスメントを実施、ケア計画を策定し日々ケアに取り組んだ場合。

※上記金額は、1割負担の場合です。各利用者の負担割合により変わる場合もございます。

長期入所 利用料金表（30日の月の場合）

《 介護職員処遇改善加算は小数第一位を四捨五入で計算 》

《 従来型個室 》 令和7年11月1日から

特別養護老人ホーム木崎野荘

		介護費 ① 1日あたり	日常生活継続 支援加算 ② 1日あたり	夜勤職員配置 加算(Ⅲ)口 ③ 1日あたり	看護体制加算 (Ⅰ)口 ④ 1日あたり	看護体制加算 (Ⅱ)口 ⑤ 1日あたり	機能訓練 体制加算Ⅰ ⑥ 1日あたり	小計 (①～⑥) ⑦ 1月あたり	介護職員等処遇 改善加算(Ⅰ) ⑦×14.0% ⑧ 1月あたり	食 費 ⑨ 1日あたり 1月あたり		居住費 ⑩ 1日あたり 1月あたり		計 ⑦～⑩
要 介 護 1	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	380	11,400	0
	〃 (福祉年金等)	589	36	16	4	8	12	19,950	2,793	300	9,000	880	26,400	43,143
	第2段階(所得80万円まで)									390	11,700			48,843
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)									650	19,500			68,643
	第3段階(2)(所得120万円超)									1,360	40,800			89,943
	第4段階(課税世帯)									1,445	43,350	1,231	36,930	103,023
要 介 護 2	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	380	11,400	0
	〃 (福祉年金等)	659	36	16	4	8	12	22,050	3,087	300	9,000	880	26,400	45,537
	第2段階(所得80万円まで)									390	11,700			51,237
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)									650	19,500			71,037
	第3段階(2)(所得120万円超)									1,360	40,800			92,337
	第4段階(課税世帯)									1,445	43,350	1,231	36,930	105,417
要 介 護 3	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	380	11,400	0
	〃 (福祉年金等)	732	36	16	4	8	12	24,240	3,394	300	9,000	880	26,400	48,034
	第2段階(所得80万円まで)									390	11,700			53,734
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)									650	19,500			73,534
	第3段階(2)(所得120万円超)									1,360	40,800			94,834
	第4段階(課税世帯)									1,445	43,350	1,231	36,930	107,914
要 介 護 4	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	380	11,400	0
	〃 (福祉年金等)	802	36	16	4	8	12	26,340	3,688	300	9,000	880	26,400	50,428
	第2段階(所得80万円まで)									390	11,700			56,128
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)									650	19,500			75,928
	第3段階(2)(所得120万円超)									1,360	40,800			97,228
	第4段階(課税世帯)									1,445	43,350	1,231	36,930	110,308
要 介 護 5	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	380	11,400	0
	〃 (福祉年金等)	871	36	16	4	8	12	28,410	3,977	300	9,000	880	26,400	52,787
	第2段階(所得80万円まで)									390	11,700			58,487
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)									650	19,500			78,287
	第3段階(2)(所得120万円超)									1,360	40,800			99,587
	第4段階(課税世帯)									1,445	43,350	1,231	36,930	112,667

※初期加算～入所後30日間、1日30円。

※療養食加算～1回6円、1日3回18円。疾病治療の観点から管理栄養士や栄養士が管理する療養食を提供した場合。

※経口維持加算Ⅰ～1月につき 400円。摂食機能障害がある方の経口摂取を維持するため栄養管理の実施及び観察、会議の開催等を行った場合。

※経口維持加算Ⅱ～1月につき 100円。協力歯科医療機関を定め、同加算Ⅰの会議等に医師、歯科医師等が加わった場合に同加算Ⅰと併せて加算。

※生産性向上推進体制加算Ⅰ～1月につき100円。見守り機器等のテクノロジー導入、介護助手の活用などの取組み等を行い、業務改善の取組み効果を示すデータをオンラインで提出した場合。

※協力医療機関連携加算Ⅰ～1月につき100円(令和7年4月1日から50円)。相談、診療を行う体制を常時確保し緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合。

※看取り介護加算(Ⅱ)～死亡日1,580円、前日及び前々日780円、それ以前30日以内144円。31日～45日以内72円。医師の診断と本人または家族同意に基づく施設介護計画を作成し随時説明と同意を得た介護を行い当該施設内で死亡され場合。

※配置医師緊急時対応加算1～1回325円。配置医師の勤務時間外(早朝、夜間及び深夜を除く)の場合。

※配置医師緊急時対応加算2～1回650円。早朝(午前6時～午前8時まで)・夜間(午後6時～午後10時まで)の診察。

※配置医師緊急時対応加算3～1回1,300円。深夜(午後10時～午前6時まで)の場合。

※自立支援促進加算～1月につき280円。入所者に対する医学的評価、日々の過ごし方等についてアセスメンを実施、ケア計画を策定し日々ケアに取り組んだ場合。

※上記金額は、1割負担の場合です。各利用者の負担割合により変わる場合もございます。